

令和6年度第1回京都市産業廃棄物資源循環推進会議 摘録

1 日時

令和6年7月12日（金）午前10時～午前11時40分

2 場所

京都市役所本庁舎第1会議室

※対面形式及びZ o o m使用のW e b会議形式を組み合わせたハイブリッド形式

3 出席委員等

高岡委員長、石田副委員長、小谷委員、中野委員、哈布尔委員、本多委員、松山委員、村井委員、山口委員、山下委員、米澤委員、水落オブザーバー（欠席：佐々木委員）

4 議事内容

(1) 産業廃棄物処理指導に係る令和5年度の取組結果について

資料1に基づいて事務局から説明した後、以下のような意見交換が行われた。

委 員：プラスチックの資源循環に係る良好事例の紹介（資料1の5ページ）について、作成したユーチューブ動画はどのように宣伝したのか。また、紙媒体で宣伝する際は、URLの掲載だけでなく二次元コード等を利用しているのか。

事務局：「ごみゅにけーしょん」、公式SNS（X、Facebook）での発信、本市での報道発表のほか、環境省のプラスチック・スマートのサイト、中小企業向けに産業関係部局が発行しているメールマガジンへの掲載など、様々な媒体を活用し広報・発信している。また、紙媒体で宣伝する際は二次元コードを掲載している。

排出事業者、産業界での機運醸成につながるよう、今後も様々な機会をとらえて発信を続けていきたい。

委 員：マスコットキャラクターの着ぐるみに声を当てる演出など、昔ながらの行政の動画という感じがし、若い世代が興味を持ちにくいと感じる。高校の部活や大学のサークル等に動画作成を依頼するなどしてはいかがか。

また、SNSでの宣伝では、ショートバージョンの動画を添付して投稿し、本編のリンクを貼るという方法が興味を持たれやすいと思う。

委 員：多量排出事業場等への立入りが15件であるが（資料1の1ページ）、これは多いのか、少ないのか、どう捉えたらよいか。

事務局：我々が把握している多量排出事業場数は、約150件である。昨年度は20件の立入りを目標としていたが、結果として目標には届かず15件となった。多量排出事業場は数多くあるため、数年サイクルで立入りを行っていく方針であり、今後は、報告書が未提出の事業場の把握や、製造業以外の医療福祉関係や小売業への立入りにも注力してまいりたい。

委 員：京都市産業廃棄物処理指導指針に関し、今回の取組結果で触れられていない項目については、どのような状況か。

事務局：記載ができていないもののうち指針１－４（公共工事におけるリサイクルの「質」の向上）については、国の「建設リサイクル推進計画 2020」で挙げられているテーマでもあり、廃プラスチック類の分別向上、再生アスファルト合材の利用促進などが取組例として掲げられている。現在、建設関係部局との意見交換を行っているところであるが、優れたリサイクルを行っている事業者の情報がまだ十分に整理できておらず、また事業経費の最小化、経費の適正化との兼ね合いもあることから、本市単独でこのような質の向上に関する具体的な取組がなかなか進められていない状況である。今後も国の動向なども注視しながら、建設関係部局と連携し、情報収集を行い、何ができるか考えていきたい。

また、指針２－３（災害時の廃棄物の適正処理に係る協力支援体制の強化）については、平成 23 年に京都府産業資源循環協会と協定を締結しており、この協定に基づいて、具体的に災害が発生した際に、どのような形で支援を行っていくかを具体化していくため、今年度 1 年かけて協議を進めているところである。

次に、指針３－１（処理業者の地域活動への参加の促進）については、新たに立ち上げた「京さんぱいポータル」サイトに、処理業者の地域活動などを紹介し、他の事業者の方にも同様の活動が波及していくよう、啓発、情報提供を充実させるべく今年度計画している。

委員：少量排出事業者が多い業種に対するパンフレットの配布を京都府産業資源循環協会と連携しながら進めたということであるが、上流側の京都工業会や建設業界などと何か連携していることはあるのか。

事務局：プラスチック資源循環促進法の施行の際に、京都工業会と連携して、廃プラスチック類の排出抑制について、啓発も兼ねてアンケートを実施した。回答者数は 43 社で、回答率は 17% とさほど高くなかったため、また個別に相談のうえ、検討していきたい。

委員：本件については、循環経済、静動脈連携という観点から、今後、上流側にもますます訴求していく必要があり非常に重要である。

委員：私どもの会員である組合から、廃棄物の処理について相談されることがある。そのような場合に相談に乗ってもらうことは可能か。

事務局：我々も普段から、そのような組合の方への説明や啓発の機会を模索しているところであり、是非連携させていただきたい。

委員：太陽光パネルの適正処理、リサイクルの推進（資料 2 の 3 ページ）について、京都 PV パネル循環プラットフォームの紹介があるが、具体的に特定のマテリアルや有害物質の取扱いについて議論になっているのか。

事務局：令和 4 年度に、京都 PV パネル循環プラットフォームが立ち上がったところであり、まだ具体的な特定のマテリアルリサイクル等についての話題には至っていないが、太陽光パネルの処理事業者、工事業者、他自治体といった様々なステークホルダーとの意見交換やリサイクル施設の見学会等を通じて、事例の共有などを行っている状況である。

委員：産廃施設の見学、エコツアー（別紙 3）について、とても良い企画であるが、20 名しか参加できないのはもったいない。このエコツアーの様子を 15 分程度の子供向けの動画にし、小学校の社会科の授業で活用してもらうのはいかがか。小学生は身近な京都の事例が出てきたら盛り上がると思う。子供向けの動画編集に費用がかかるかもしれないが、多く

の小学生に見てもらえる取組になると思う。

事務局：参加者が映り込む問題や、視聴に耐える動画を撮影しながらツアーを実施することが難しいという課題があるため、まずは、様々な機関・事業者が産廃について紹介している動画を情報発信するなど、今あるものをうまくつなげて啓発できるよう取り組んでまいりたい。

京都の子供たちは小学校4年生から環境教育を受け始め、南部クリーンセンターの「さすてな京都」を見学し、産業廃棄物と一般廃棄物の違いなどを学んでいる。

また、一般廃棄物の所管課でも同様に見学会を実施しており、それらも合わせると年に十数回子供向けの見学会を行っている。これらを通じて、子供たちの環境施設に触れる経験を増やしていきたいと考えている。

委員：太陽光パネルのリサイクル施設は、関西に3箇所しかなく、そのうちの2箇所が京都府の八幡市にあり、リサイクル工程も見ごたえのあるものである。ほかにも府内に様々なリサイクル施設があるため、見学先の選定に当たっては、市内の施設だけではなく、府と連携のうえ選定するのが良いのではないかと。

事務局：市としても、現在の子供向けツアーで満足している訳ではなく、様々な処理業者を見ていただきたいと考えている。また、このような企画をお願いし、見学ラインの計画や準備をしていただくことにより、市民向けに開かれた施設に繋がる1つのきっかけにしてほしいと考えている。

一方で、子供向けのツアーを組むとなると時間的な制約もあるため、見学先の受入条件や位置関係など様々な調整をしながら、毎年ツアーの内容を検討している。また、オンライン見学であれば全国どこも見学先でも対応できるという利点があるが、新型コロナウイルス感染症の流行が落ち着き、オンライン見学を止めるところも増えてきたため、オンラインに対応している排出事業者を探すのに苦労している。

今後も、様々な事業者を紹介していきたいため、御提案があれば是非検討させていただきたい。

委員：オンライン見学会の定員は15名が上限となるのか。

事務局：通信状況が安定する15名を設定している。

委員：オンライン見学会の方が少ないのはもったいないと感じる。技術的な面や環境が整うのかという問題はあると思うが、コロナ禍に、複数の学校と処理施設をオンラインで繋ぎ、見学ツアーを実施したケースを見たことがあり、環境によってはそのような企画も考えられるのではないかと。

「さすてな京都」では、教育動画などが蓄積され、環境学習の面でも活用されていると聞いている。産業廃棄物でもそのような発展があると良い。

事務局：オンライン見学の定員については、事務局としても、もう少し多く設定することはできると考えている。令和5年度は、当初定員を超える20組の応募があり、全員に御参加していただく予定であった。しかし、キャンセルが出たため結果的に15組となっている。今後も、応募の状況を見ながら対応を検討していきたい。

委員：当社で、長らくこのエコツアーに対応させていただいている。対象がどれぐらいの年齢の方か、事前にどのような学習を受けられているのか、どのような目的で環境学習をする

のかといったポイントを押さえ、実際の産業廃棄物処理の工程を御覧いただいている。ほかにも、当社独自に見学を受け入れており、委員会で御意見が出た大人を対象とした見学についても実施している。これからも積極的に受け入れていきたいと考えている。

委員：電子マニフェストの導入促進（資料1の3ページ）について、加入者の「数」で記載しているが、「割合」で記載した方が、全国の電子化率と比べて状況が理解しやすいのではないか。

事務局：全国の数字については、年間総マニフェスト数を5,000万枚と仮定して出しているため、実際の電子化率ではなく傾向が示されているものである。京都市においても割合を出すに当たっては、マニフェスト数の仮定の置き方などの課題があるが、数字の見せ方については検討していきたい。

委員：産業廃棄物の不法投棄等の抑止・指導等（資料1の2ページ）について、不適正処理事案への指導件数の計上方法を変更した理由を聞かせていただきたい。また、指導監督体制が担保されているかという点は重要であるが、どのようなところをチェックした結果、各不適正処理が確認できたのか聞かせていただきたい。

事務局：不適正処理については、基本的に通報やパトロールによって覚知したものを計上している。野外焼却の通報が多いが、廃掃法違反には問えない農業行為に関する焼却についての通報がかなり多い。これを廃掃法違反の範疇でカウントしてもいいのかという議論があり、通報で現地に行ったとしても、悪臭苦情に近いようなものに関しては件数から外し、実際に指導或いは不適正が認められたものに関して件数を報告するよう改めたものである。

委員：通報パトロールがしっかりされていることだけでなく、通報がこのぐらいあるという情報も重要であると思う。通報が何件あり、そのうち不適正処理とまでは言えないものが何件、不適正処理が確認されたものが何件と出た方が、監視指導体制が整備されていて、通報にもしっかり対応しているという形が見えていいのではないか。

事務局：件数のカウント方法については、今後検討していきたい。

委員：京都府産業資源循環協会では、ホームページのリニューアルを検討している。

情報発信は非常に大きな機運になるため、協会、京都市の相互で情報発信できるような仕組みを構築したいと考えている。今後、市の情報について協会ホームページへの掲載希望を確認するので、よろしく願いしたい。

事務局：情報発信については、様々な主体がそれぞれのネットワークを活用し、連携していくことで、効果を2倍にも3倍にもできると考えている。具体化していけるように御相談をさせていただきたい。

委員：少量排出事業場に対する啓発や、BCP策定の啓発について、啓発自体は大変重要であるが、啓発の効果を把握していかないと、次にどう進めていくべきかがわからないと思う。どのように評価すべきかを考えていただき、可能であれば成果が見えるような形で報告してほしい。

事務局：少量排出事業者向けリーフレットについては、そもそも対象の母数を掴むこと自体が難しい。また、BCPについては、対象が産業廃棄物処理業者のため母数を掴むことが可能であり、2年前にはアンケートにより策定状況を調査した。毎年とはいかないが、どこかの時点で数字を把握したうえで、取組を推進していきたい。

委 員：電子マニフェストについて、最近は国においても、枚数だけでなく物量で評価し始めている。こちらも同様に総数を仮定せざるをえないかもしれないが、これから重要になってくと思うので、可能であれば物量を把握できるようにしていただきたい。

事務局：どのような数字をお示しできるか、現時点では具体的なイメージを持ち合わせていないが、引き続き研究してまいりたい。

委 員：優良事業者の認定制度の運用について、優良事業者だけにインセンティブを与えることが競争上難しいというのはそのとおりだと思うが、例えば5年間の猶予期間を設けるなど、長期的な目線で何ができるかを検討していただきたい。

事務局：国において、環境配慮契約法、いわゆるグリーン契約法で産業廃棄物の処理に係る契約が対象となっているが、地方公共団体における各自治体の取組率は5.1パーセントに留まっているのが現状である。

ただ、優良認定制度を作っている以上、インセンティブが必要という御指摘はごもっともであり、難しい課題ではあるが引き続き検討していきたい。